

株式会社建築資料研究社
介護職員初任者研修 学則

1 事業者の概要

- ・事業者名称
株式会社 建築資料研究社
- ・代表者氏名
代表取締役社長・馬場 栄一
- ・所在地
東京都豊島区池袋二丁目50番1号
- ・規約(定款等)
別紙にて
- ・役員名簿
別紙にて
- ・研修事業担当者
菊池 直美
- ・事業所の名称及び所在地
 - ① 株式会社建築資料研究社 日建学院 柏校(柏支店)
〒277-0005 千葉県柏市柏2-6-17 染谷エステートビル2F
TEL: 04-7165-1929
 - ② 株式会社建築資料研究社 日建学院 千葉校(千葉支店)
〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-2-10
TEL: 043-244-0121
 - ③ 株式会社建築資料研究社 日建学院 船橋校(船橋支店)
〒273-0005 千葉県船橋市本町1-26-2 船橋SFビル1F
TEL: 047-422-7501
 - ④ 株式会社建築資料研究社 日建学院 成田校(成田支店)
〒286-0045 千葉県成田市並木町221-16
TEL: 0476-22-8011

2 事業の目的・理念

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員の養成を図る。

3 初任者研修の名称

日建学院 介護職員初任者研修

4 実施課程及び方法

介護職員初任者研修課程 通学制

5 研修実施場所及び定員

- ① 株式会社建築資料研究社 日建学院 柏校
〒277-0005 千葉県柏市柏2-6-17 染谷エステートビル2F
定員：最大定員24名
- ② 株式会社建築資料研究社 日建学院 新松戸校
〒270-0034 千葉県 松戸市 新松戸1-374-1 政和ビル3F
定員：最大定員24名
- ③ 株式会社建築資料研究社 日建学院 船橋校
〒273-0005 千葉県船橋市本町1-26-2 船橋SFビル1F
定員：最大定員24名
- ④ 株式会社建築資料研究社 日建学院 浦安校
〒272-0144 千葉県 市川市 新井3-4-3 南行徳K2ビル4F
定員：最大定員24名
- ⑤ 株式会社建築資料研究社 日建学院 千葉校
〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-2-10
定員：最大定員24名
- ⑥ 茂原市茂原駅前学習プラザ
〒293-0033 千葉県茂原市千代田町1-6-1 (茂原駅南口サンヴェル6階)
定員：最大定員24名
- ⑦ 株式会社建築資料研究社 日建学院 成田校
〒286-0045 千葉県成田市並木町221-16
定員：最大定員24名

6 受講対象者

- (1) 千葉県及び、近郊在住、在勤で通学が可能な者。
- (2) 未就職者でハローワーク等が公共職業訓練として本研修に推薦する者。

7 研修期間

8 研修カリキュラム及び担当講師名

・別紙1 研修計画表にて

9 研修参加費用(金額は税込み)

内訳		受講費合計	納付方法	納付期限
受講料	¥162,000円	¥168,069円	一括納入	開講日まで
テキスト代	¥6,069円			

※公共職業訓練での研修においては、受講料は無料とする。なお、研修にかかわらない訓練科目のテキスト代等については、別途負担とする。

10 研修の募集方法

- (1) 当社指定の受講申込用紙に必要事項を記載の上、申込手続きを行う。
受講手続き後、受講通知書を送付する。受講通知書を受取った者は期日までに受講料、テキスト代を支払う。
※ただし、定員に達した時点で申込受付を終了する。
- (2) 公共職業訓練については最寄りのハローワークで申込手続きを行う。

11 研修修了の認定方法

研修修了の認定は、全ての研修カリキュラムを履修し、下記の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

(1) 修了評価は全科目履修した者に対して1時間の筆記試験により行う。

修了認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に、A、B、C、Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。※認定基準（100点を満点とする）

- ・ A=90点以上
- ・ B=80～89点
- ・ C=70～79点
- ・ D=70点未満

(2) 介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は「9ころとからだのしくみと生活支援技術」内で行う。技術演習評価チェックリストにより、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分とし、A及びBの者を一定レベルに達している者とする。

- ・ A=基本的な介護(介助)が的確にできる
- ・ B=基本的な介護(介助)が概ねできる
- ・ C=技術が不十分
- ・ D=全くできない

「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合、又は上記認定基準に達しない場合は、必要に応じて補講等、再試験を行い、目標に達した者を修了と認定する。

12 研修欠席者に対する補講等の取扱い

やむを得ない事情等により、研修の一部を欠席した者、評価基準に達しない者は補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかわる受講料については、1時間につき¥3,000円を原則、受講者が負担するものとする。

(1) 補講の実施は原則として、当社同一課程で実施する該当科目とする。

(2) 他の事業者が実施する県指定の同一課程の場合もある。その場合の受講料は、その実施事業者の定める金額を受講者が負担するものとする。

(3) 欠席者、認定基準未達成者を対象とした個別の補講を行う場合もある。

(4) 当該科目の担当講師が設定した課題に関するレポートを提出させることもある。担当講師が添削指導を行い合格と認定した者は当該科目の修了とみなす。

13 受講の取り消しについて

(1) 学習意欲が著しく欠け、研修修了の見込みがないと認められる者。

(2) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者。

14 修了証書等の交付

指定事業者の長は、研修修了者に対して、千葉県介護職員初任者研修事業指定事務取扱要綱に定められた、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また、研修修了者について、修了証明書番号・修了年月日・氏名・性別・生年月日・住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を千葉県知事に報告する。

15 初任者研修事業責任者

- ① 尾川 俊一 事務局長
(日建学院柏校、日建学院新松戸校、日建学院船橋校、日建学院浦安校)
- ② 下羽 秀幸 事務局長
(日建学院千葉校、茂原市茂原駅前学習プラザ)
- ③ 石井 一紀 事務局長
(日建学院成田校)

16 受講者の本人確認の方法

研修申込時又は、初回の講義時間等、研修日程の早い段階で、下記に例示する公的機関発行の証明書等により、受講者の本人確認を行う。

※受講者に対しては募集時等、事前に周知する。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード等
- ・健康保険証
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・年金手帳
- ・生活保護受給証明書
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証等

※証明書は原本を確認の上、その写しを保管する。

※研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講者申込等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることを求めるものではない。

※家庭内暴力の被害者等事情により公的機関の発行する証明書の提示又は提出が困難な受講者については、県に連絡をする。

17 その他、養成研修に係る留意事項

・施行細則

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められる時は当社がこれを定める。

・附則

この学則は平成 30 年 2 月 16 日から施行する。